

審 議 経 過

	1 開会
	2 辞令書の交付
	3 委員紹介
	4 副市長挨拶
	5 会長・副会長の選任
	6 伊万里市廃棄物処理等対策審議会への諮問 伊万里市一般廃棄物処理実施計画の改訂について
会長	7 審議 資料 1 及び資料 2 をもとに事務局より説明 【質疑応答】 それでは、説明を受けました内容について、委員の皆様から何かご質問やご意見等はありませんでしょうか。
委員 A	審議にかけてあるのは、高齢の方の需要があるから市内の業者の中から能力を有している業者に一般廃棄物の収集運搬を許可するという趣旨でよいのでしょうか。
事務局	現状で、市内で家庭系一般廃棄物の収集運搬の許可業者がなく、許可しているのは、企業さん等から排出される事業系の一般廃棄物の収集運搬許可業者となっております。しかしながら、一時的に多量なごみが出る際にご自身で直接持って行く術がない方等がどなたかに担っていただくという点で、許可業者なのか、市が委託した業者なのか、市が直接行うということが考えられますが、今回、許可業者に担っていただくという趣旨になります。
委員 A	直接搬入することができない人への代替手段としてということですね。

事務局	そうなります。
委員 A	どこの自治体も行っているんですか。
事務局	そうですね。県西部の 4 市 5 町でさが西部クリーンセンターに搬入していますが、伊万里市だけが家庭系の収集運搬許可を出していませんで、他の市町については、家庭系の許可を持っている業者が担っているという状況です。
委員 A	大量に出た場合はどこにごみを置いておくのでしょうか。ステーションとか。
事務局	一時多量ごみは、家財処分や引越し時が想定されますが、宅内からの搬出まで依頼されるか、ご自身で敷地内に集められた物を収集業者に回収を依頼されるのか、契約の内容によって実施していただくことになります。
委員 A	引取料も含めて個人さんの負担ということになるんですね。
事務局	そうなります。
委員 B	現状としては、そういったことを依頼する業者さんがいないということになるんですか。
事務局	現状はそうなります。
委員 B	よく、おうちの片付けなどをシルバー人材センターにお願いするという話があるんですが、それは、ごみ処理・運搬はされていないということですか。
事務局	あくまで、個人さんがクリーンセンターまで持って行っているという形での実施はされてあるかと思います。
委員 A	資料 1 の 6 ページにある一般廃棄物収集運搬業の許可業者さんの中から、許可をするということですね。

事務局	はい。
委員 C	説明の中に高齢者という言葉が何回か出てきたんですが、高齢者というのはどれくらいの方を指しているのでしょうか。
事務局	一般的には、65歳以上の方を高齢者としておりますけれども。
委員 C	廃棄物処理法の中で、そういう定義があるわけではないんですね。
事務局	はい。今回、高齢者にスポットを当てていますが、例えば身体が不自由な方で一時多量ごみの排出が困難な場合もあるかと思われます。そういった時にも対応が可能な、通常の日常ごみではないもので引越し時や家財処分時に出るごみをご自身でできないという時を想定しています。
委員 C	高齢者でなくてもよいということですね。
事務局	例えば、運転免許証を持ってらっしゃる方ならば、レンタカーを借りてきて搬出することはできると思いますが、若い方でも免許証がない方などは、業者に依頼して運搬してもらうことが可能になります。
委員 A	今までも高齢者の方からのニーズがあるんですか。要望があつてとか。
事務局	高齢者の方から直接お電話で問い合わせというのは、あまりないですが、家財処分をする際に市外、県外に出てある方が依頼できる業者がなくて困られ、市に問合せられることはあっております。
委員 A	それは、高齢者とか身体不自由とかではないけど、そういう需要にも対応するということですか。
事務局	はい、空き家の処分とか大掃除とかの場合で一時的に多量に出てしまえば対応

	できるものとしております。ステーションでの回収が可能な量であれば、通常の収集体制でお願いをしたいですが、そうでない場合は利用されることになるかと思ひます。
委員 A	他の市町はもうやっけていて、伊万里市がやっけていなかった理由ってあるんですか。
事務局	収集運搬は、計画に基づいて行うこととなっておりまして、現行の基本計画には、家庭ごみは市が委託する 2 業者での収集運搬もしくは、ご自身でクリーンセンターに持っけて行っけてもらう方法の 2 つしか定めていなかったのて、今回、これではニーズを満たせないということで、他市町と同様に許可する考えで、ただし、一時多量ごみに限定してということとしております。
委員 D	基本的なことをお聞きしたいのですが、一時多量ごみとはどういう定義なのでしょう。可燃ごみとか不燃ごみとかありますが、どういう時に発生するのでしょうか。
事務局	想定しているのは、引越しや遺品整理、家財処分、単身者の施設入所等であっても、不要品が多く発生することがあると考えられます。その中には、可燃物であったり、不燃物であったり、家具家電等の粗大ごみであったりするかと思うんですけど、引越しまでに随時通常ごみとしてステーションに出すことが可能であれば、そちらの方法をお願いしたいと考えていますが、突発的にそういう事象となるとか、そろそろ空き家を整理したいとかいうニーズの場合は、一時多量ごみとしてアナウンスして利用してもらいたいと考えています。
委員 D	ということは、一時多量ごみというのは、可燃もあるし、不燃もあるし、資源も、粗大も、何でもあるということ。
事務局	はい、そうなります。
委員 D	となると、一時多量ごみは、分別せずに出せるということ。

事務局	一時多量ごみに関する実施要領を策定して、許可する業者には、それを守ってもらうようアナウンスをするということで、分別等についてもそこに定めることとしております。
委員 D	一時多量ごみは、可燃ごみがたくさん出た時というイメージをたぶん皆さんお持ちになっているんじゃないかと思うんですけど、今の話でいくと一時多量ごみは、何でもあって、業者さんに頼むと分別もしてもらえると。だからこの表でいくと、家庭系ごみというのが色々表記されていますけど、この表と実際のところが、一時多量ごみというのをきれいに定義しないとなかなかわかりにくいのかなと思うんですけど。 それと、4 ページの表に一般廃棄物の処理主体というのが書いてあって、例えば可燃ごみで、収集・運搬が委託業者、市民等（直接搬入）、許可業者、再生利用指定業者と別れているんですけども、8 ページの表では、収集方式が対応になっていないのは、何か理由があるんでしょうか。
事務局	4 ページの表と 8 ページの下の表ですか。
委員 D	はい。
事務局	こちらの表は、②収集運搬計画から流れてきている内容であって、その前段の丸の箇所は、市職員及び委託業者という表記をさせていただいておりますので、今回そこに許可業者を追記修正させていただきたいと思います。
委員 D	しかし、この書き方は、ア、イと書いてあるので、アの中の丸のところで書いてある部分がなぜイのところで市職員及び委託業者と書いてないのにこの表がそう示されているのか。収集運搬計画の下に市職員及び委託業者と書いてあって、その下にアがくれば今の説明はわかるんですけど。ちょっとここのところの整合性をお願いします。
事務局	ご指摘いただきました現行のアとイのところと、4 ページのところとの整合性

	が取れておりませんので、８ページの上の表の市職員及び委託業者のところに許可業者と追記させていただいて、下のイの表との整合性を合わせたいと思います。
委員Ｂ	素朴な質問ですが、クリーンセンターに搬入する時に、名前を書く欄がありまして、その下に代理人の欄があるんですけど、おそらく何らかの理由でごみを出される方が行けなくて、代理人の方が出されるということがこれまでもあったりしていると思いますし、仕事上や活動の中でそういうことを話したりすることもあるんですけど、そういう方がもし仮にお金を貰って搬入するとなると法律上問題があるということでしょうか。
事務局	はい、おっしゃる通りです。
委員Ｂ	無償であればオッケー。
事務局	無償であっても認められない場合があります。
委員Ｂ	今までは、施設入所の際に身寄りがない人などは、施設の職員さんとかどなたかが担っていたということですかね。
事務局	厳密に線引きをするとすれば、業で行ったと見なされる場合は法律違反となります。無償であっても、それを継続的に行ってしまうと収集運搬と見なされる可能性が高くなります。
事務局	程度の問題もあるかと思います。有償ボランティアもありますので。それが法律に触れるかということもあるかと思いますし。
委員Ｄ	業というのは、商売でしているということ。
事務局	そうですね。

委員 B	今回、これで決まると、近所のおばあちゃんのごみを運んで、お礼にお菓子を貰ったということが、違反でしたとなって心配されるのかな。これまでも補助事業のプレゼンがあった時に、やはりいろんな団体さんでもこういった空き家の問題とかを皆で支援をして処理をしましたという話が出てきていたので、地域ではかなりこういったことは問題になっているのかなと思うんですけど、これが決まることによって大丈夫かなと少し思います。
事務局	今回は、あくまで業として行うための許可ですので、地域や近所での助け合いの部分は、先ほど程度という話がありましたけれども、その線引きというのは確かに明確にする必要はあるかと思いますが、事業者に対応していただくための許可というように考えていただければと思います。
委員 A	ここに示されている業者さんは、全部やりたいと言っている業者さんなのか。
事務局	今回、この実施計画が定まりましたら、計画を公表させていただきまして、それに伴って、取り組みたいという業者の中で、市の方で認められるかどうかという判断をさせていただくこととしておりまして、シルバー人材センターさんとかからは、お声をいただいております。
委員 B	非常にきれいな家財であつたりとか、家具だつたりとかを少し修繕してリユースするとかいう取組を佐賀市さんとかは取り組んでいて、クリーンセンターでそういう場所を設けて取り組むといった計画とかは、伊万里市独自では難しいと思うんですけども、ただ処分してしまうのか、本人が譲る場合はリユースを検討するというようなことも検討されているのでしょうか。
事務局	すみません。さが西部クリーンセンター内にそういう施設を設けてやるという話を存じてませんで。
委員 B	修繕はやられていないんですけど、そういうスペースが設けてあって、いずれはやりたいという話をお聞きしたんですけど。

事務局	その話を存じてなくて申し訳ありませんが、考えとしてはあるのかと思われます。クリーンセンターには廃棄物として出されてあるので、それをどう処理するのかという点がありますが、クリーンセンターは4市5町の構成市町で運営方針等を取り決められておりますので、そこでの意見を集約していくということが必要になるかと思われます。一方で、伊万里市としては、廃棄物として出される前にリユースできる物はリユースしましょうというような周知については、今後も努めていかなければならないと考えております。
委員 D	確認ですけど、事業系ごみに関しては、当然排出される方と許可業者で契約がなされるかと思うんですけど、先ほどの話で例えば有用物の所有権。廃棄物で出したのに、それがどこかで売られていたという事象があった時に問題になってくると思うんですけど、排出者と業者の契約について、市としてどのように関わるつもりですか。
事務局	契約に関しては、許可業者と利用者間で行っていただくように考えておりますが、では契約の内容がどういうものかというようになってくるかと思うんですけど、相互間の契約となりますので、実施要領で契約に齟齬が生じないように事業者徹底させるというのが市としての立場と考えております。
委員 D	ごみの排出者責任があるかと思うんですけど、中間業者の方が例えば不正をした場合に排出者にもその責任が及ぶことが考えられますか。
事務局	あります。
委員 D	そうならば、市としても許可した責任というのがあるので、契約の部分に関わることが必要かと思うんですが。
事務局	市としては、市の許可業者ということになりますので、事案があれば業者への指導、是正されなければ取消という処分を行うことになります。ですので、そういうことが起きないように、その前段の許可申請の時点で契約書の様式を提出さ

	せるといったことは可能かと考えます。
委員 D	それは、個別のところでは事前審査をするということですか。
事務局	申請があった業者について、どのような契約内容とするのか契約書の事項等を確認するために提出させることは可能かと考えています。
委員 D	それは許可前の時点ということ。
事務局	業者からの許可申請が出されて、許可の審査をする上で、どのような契約書を利用者と取り交わすのかという部分についても、市としては判断材料として、業者から提出を求めることは可能かと考えています。
委員 D	例えば不正等が起きた時に取消をするためには、その事実を確認する必要があるかと思いますが、個別の契約の把握をやるということか。それとも、それは、排出者と許可業者間の問題として、市は関与しないのでしょうか。
事務局	許可後であれば、毎月、実績報告を許可業者の方から提出させまして、その内容を吟味して疑義があるような場合は、契約書等の資料を提出させて、問題があれば指導を行い、改善されなければ許可の取消という判断になります。
委員 D	クリーンセンターに持って行かれるということですから、そこで受入ができなかったとか、搬入物の中に例えばガス缶が入っていて爆発を起こしたとか、モバイルバッテリーが入っていて問題が起きたとか、ということも想定されると思うんですけど、その辺りは通常のごみのマニフェストみたいな形で許可業者から市の方に報告がくるということですかね。
事務局	今回、既存の事業系一般廃棄物収集運搬業許可業者の中で一時多量ごみに関する許可をすることの理由の一つとして、現状、不正や問題なく搬入されている実績が信頼をおけることとしたうえで、新規参入等を認めるのではなく、担える業者に許可することを考えております。

会長	はい、それでは意見も出尽くしたようですので、採決に入ります。 今回、諮問されました伊万里市一般廃棄物処理実施計画について事務局案のとおり、本審議会として承認してよろしいでしょうか。承認される方は拍手をお願いします。 (拍手)
会長	はい、ありがとうございます。拍手多数ということで承認とします。 なお、審議結果について、答申書を市長へ提出することとなります。本日審議で出された皆様からのご意見を踏まえ、答申書の内容と答申書の提出については、会長に一任いただいてよろしいでしょうか。 (異議なし)
会長	はい、ありがとうございます。それでは、これを持ちまして、審議を終了したいと思います。皆様の審議へのご意見、ご協力ありがとうございました。 それでは、事務局へお返しします。
事務局	はい、副島会長、議事進行ありがとうございました。 また、委員の皆様ご審議ありがとうございました。 先ほど会長の方からありましたとおり、この後、答申を事務局の方でまとめまして、会長にご確認いただき審議会の答申書として、後日、会長の方から市長にお渡ししたいと思っています。
事務局 委員 C	6 その他 そして時間がきておりますけれども、今後の課題について少しご紹介させていただいてよろしいでしょうか。お手元に資料 3 をお渡ししております。 ごみ処理に掛かる経費について資料 3 をもとに事務局より説明 ごみ袋の作製についてあったので、ちょっとこの前ニュースを見ていたら、唐

	津市ではスーパーのレジ袋でそのままごみを出せるという取組のことがあっていて、プラスチックごみの削減のために、ごみ袋そのものを作らずにレジ袋で出せるような仕組みで。よく我々もごみを出す時にレジ袋にまとめておいて、最後にごみ袋に入れて出しているけれども、そのまま出せばごみが減るのかなと思って。
事務局	国の方針でプラスチックごみの削減がありますので、レジ袋をごみ袋として活用されている先進的な取組もありますね。
委員 B	買い物袋を市の指定ごみ袋として販売しているところがありますよね。
委員 D	レジ袋が通常 1 枚 3 円とかで売られているのを 2 0 円とかにして、ごみ袋として使えるようにする仕組みですね。指定ごみ袋として。
委員 C	そのままレジ袋で出せるならいいと思って。
事務局	原則として、ごみ処理の応分負担という考え方がありますので。
委員 C	参考までに。
事務局	ごみ袋料金の改定については、また、改めてご審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。
事務局	9 閉会 それでは、これをもちまして、伊万里市廃棄物処理等対策審議会を閉会します。本日はどうも、ありがとうございました。